

# みんなの水さかた

平成26年冬  
第3号



わあ～みんな  
キチンと予防対策を  
とっているね！

うがい・手洗いしているよ！  
泉保育園の子どもたち。  
水道水でしっかり「うがい・手洗い」  
をしています。

## 内容

- 水道料金収納・窓口業務等の民間委託について
- 漏水にご注意を！

## ガラガラ ゾンゾシ！ 水道水でうがい・手洗い かぜ予防！

冬は空気が乾燥して風邪やインフルエンザが流行する季節です。風邪やインフルエンザの予防の基本は、何といても「うがい」と「手洗い」。家庭ではもちろん、会社や学校でも簡単にできる予防対策です。

京都大学保健管理センターの研究では、水道水でうがいをした場合、うがいをしない場合に比べて風邪の発症率が40%も低くなるという結果となっています。

また、インフルエンザなどのウイルスの感染を予防するのに、手洗いも有効です。せっけんをしっかりと泡立てながら、流水でもみ洗いしましょう。



## 水分補給も 大切です

朝起きたときや入浴後は体の水分が失われているため、水分補給が重要です。また、冬季間は気がつかないうちに水分が不足しがち。お酒を飲んだときも、アルコールの脱水作用により水分不足になりやすいので、就寝前の水分補給をおすすめします。

## 教えて水滴くん！



### 仕事で引っ越すことになったんだけど…

- お父さんのお仕事で引っ越すことになったけど、水道を止めるにはどうすればいいの？
- 水道を止める手続きは、水道局に電話してね。いつから止めてよいか連絡すると、水道局の人が水道の元栓を止めに来るんだ。
- 連絡しないとどうなるの？
- 水道をずっと使っていることになるから、止めるまでお金がかかるんだよ。
- いつごろまでに連絡すればいいの？
- 水を使わなくなる2、3日前までに連絡してね。特に、3月と4月は引っ越しをする人が多いから、早めに教えてもらえるとうれしいな。
- 止めるのにもお金はかかるの？
- 水を止めるのを閉栓、開けるのを開栓っていうんだけど、閉栓・開栓それぞれ630円(税込)かかるんだよ。
- 冬の間だけ留守にする家も多いけど、そんな時も閉栓した方がいいのかな？
- 2か月以上留守にするなら、基本料金がかからなくなるように、閉栓した方がいいね。それに、寒い時期は凍ったり水漏れしたりすることがあるんだ。閉栓しておけば、水漏れの心配はなくなるよね。
- わかった。忘れずに連絡するよ。ありがとう、水滴くん。

その他に  
気になる・知りたい  
ことがあれば  
下記の電話番号まで  
問い合わせせてね！



水道局へのお問い合わせ TEL.0234-22-1811(代表)  
<http://www.water.sakata.yamagata.jp/>

- 【管理課】お客さま係
  - ・水道の使用、中止
  - ・水道料金のお問い合わせ
  - ・検針水量について
- 【管理課】経営管理係
  - ・予算、決算について
  - ・工事発注、契約等について
  - ・広報、ホームページについて
- 【工務課】管路係
  - ・道路から水がもれているとき
  - ・水がにごっているとき
- 【工務課】事業係
  - ・水道本管の工事について
- 【工務課】工事相談係
  - ・水道所有者の名義変更
  - ・ご家庭の水道工事について
  - ・貯水槽の維持管理について
- 【工務課】施設管理係
  - ・水質検査について
  - ・浄水場等施設管理について
- 【工務課】計画推進室
  - ・水道関連計画の策定、推進

平成26年4月1日から水道局窓口業務は民間委託

水道局内にお客さまセンター(仮称)を開設します

## 【なぜ民間委託?】

### ■水道をとりまく状況

- ・水道施設の老朽化
- ・少子高齢化による人口減少
- ・節水機器の普及

### 民間委託のメリット

- 民間企業の知識・技術の活用
- 地元雇用の創出
- コストの削減
- お客さまサービスの向上

## 給水収益の減少

## 【委託する業務】

4月から委託する主な業務は以下のとおりです。

- 水道料金の受付・窓口業務
- 水道料金の算出や収納
- 滞納整理や給水停止
- 給水装置工事の申請受付
- 水道メーターの検針
- 水道の閉開栓
- 水道局の警備
- 排水設備工事の申請受付

## 【窓口営業時間】

45分延長!

月曜日から金曜日まで **8:30~18:00**

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は営業しません。また、給水装置工事・排水設備工事の申請受付は8:30~17:15です。)



## 【受託会社は協同組合】

受託する会社は、酒田市水道トータルサポートセンター協同組合(酒田市内4社による協同組合)です。委託期間は3年間の予定です。

- お客さまセンター(仮称)の窓口所在地は現在と同じ、酒田市末広町14-14です。電話番号も変わりません。
- 水道料金のお支払方法等に変更はありません。今まで通り、口座振替や納入通知書によりお支払いをお願いします。

へえ~!  
そうなんだ!



# 漏水にご注意を!



## おかしいなと思ったら

「使い方が変わらないのに、料金が大幅に高くなった」「このごろ水の出が悪くなった気がする」…。こんな時は漏水の可能性あります。目に見える水道の管から漏れている場合は一般の方でも発見できますが、地中や壁の中などの場合、なかなか発見できません。

水道メーターのパイロットが回っているなど、おかしいと思ったら、酒田市指定給水装置工事業者に漏水調査をご相談ください。(調査費用は自己負担です。)

※指定給水装置工事事業者の一覧は酒田市水道局HPをご覧ください。

## 漏水に伴う水道料金の減免

漏水に伴い使用水量が増加すると、水道料金が高額になる場合があります。

下記の両方に該当する場合、漏水したと考えられる水量の約半分が減免されます。

漏水修理を行った場合、減免に該当するか、修理を行った指定給水装置工事業者にご相談ください。

- 漏水箇所が地下や壁の中など、漏水の発見が著しく困難
- 指定給水装置工事業者が修理

※受水槽、トイレタンクや給湯ボイラーなど給水機器から先の漏水は減免の対象外です。また、漏水修理の費用は自己負担です。

## 公道漏水の情報提供にご協力を

道路上や道路から敷地内のメーターまでの配管上で、「晴天が続いているのに常に濡れている」「水が湧き出ている」等の状況を発見した場合は、水道水が漏水している可能性があります。

水道メーターより道路側の漏水については、水道局が調査に伺いますので、工務課管路係 Tel. 22-1813 までご連絡ください。

もしも自分の家で

## 漏水してしまったら

